

## 【フランス】2024 年度予算法

海外立法情報課 奈良 詩織

\* 2023 年 12 月、エコロジー移行を最重要課題の一つに掲げ、「グリーン産業投資」に関する税額控除導入やガソリンを使用する自動車への課税強化措置を盛り込んだ法律が成立した。

### 1 概要

2023 年 12 月 29 日、「2024 年度の予算に関する 2023 年 12 月 29 日の法律第 2023-1322 号」（以下「2024 年度予算法」）<sup>1</sup>が成立し、翌 30 日に公布された。同法の法案が下院に提出された 2023 年 9 月 27 日時点で、2024 年のインフレーション率は、2023 年の 4.9%から 2.6%に低下し、実質経済成長率は、2023 年の 1.0%から 1.4%に上昇すると見込まれており、同法案は、この予測に基づいて作成された。同法案は、上下両院の各第一読会、両院協議会、上下両院の再審議及び下院の最終審議を経て 2023 年 12 月 21 日に最終的に可決された<sup>2</sup>。

2024 年度予算法は、同年度の歳出総額を約 5125 億 900 万ユーロ<sup>3</sup>、歳入総額を約 3711 億 8600 万ユーロと定める（第 166 条）。特別会計も合わせると、財政収支は約 1469 億ユーロの赤字である。同法の特徴は、エコロジー移行（気候変動対策等）を最重要課題の一つに掲げ、関連措置を多く定めていることである。本稿では、エコロジー移行に関する措置を中心に紹介する。

### 2 2024 年度予算法に盛り込まれた措置

#### (1) エコロジー移行に関する措置

第 35 条は、グリーン産業投資に関する税額控除[制度]（*crédit d'impôt au titre des investissements dans l'industrie verte*）を導入する（租税一般法典第 244 条の 4I の創設）。所定の条件を満たす企業が、バッテリー、ソーラーパネル、風力タービン及びヒートポンプの製造への投資を行った場合、当該企業は、企業規模及び所在地に応じて 20~60%の税額控除を受けることができる。

第 97 条は、CO<sub>2</sub> を含む汚染物質を排出する自動車への課税を強化する。フランスでは、家用自動車には①CO<sub>2</sub> 排出税<sup>4</sup>及び②重量税<sup>5</sup>が、事業用自動車には③CO<sub>2</sub> 排出年次税<sup>6</sup>及び④使用年数年次税が課されている。第 97 条は、このうち①~③の課税額を引き上げ、次の改正を行う。①について、2022 年 1 月 1 日以降に初めて登録された自動車に対する課税上限額（購入額の 50%）を撤廃する（財及びサービスへの課税に関する法典 L.第 421-61 条の削除）。②につい

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 3 月 12 日である。なお、[] は筆者による補記。

<sup>1</sup> Loi n° 2023-1322 du 29 décembre 2023 de finances pour 2024. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000048727345>> なお、フランスの会計年度は暦年である。

<sup>2</sup> 同法案について下院で行われた全ての審議において、ボルヌ（Élisabeth Borne）首相（当時）は、フランス第五共和制憲法（1958 年制定）第 49 条第 3 項に基づく採択手続を行使した。これは、予算法案、社会保障財政法案又はその他の法案（会期ごとに一つまで。）の審議において、法案の表決を採る代わりに政府の信任を問うという手続。首相がこの手続の行使を決定した場合、法案の審議は直ちに中断され、続く 24 時間以内に提出された不信任動議が可決されない限り、法案についての表決を経ずとも当該法案が採択されたものとみなされる。

<sup>3</sup> 1 ユーロは約 160 円（令和 6 年 3 月報告省令レート）。

<sup>4</sup> 課税対象車を最初に登録した年の基準（毎年改定）を基に決定した額が課される税（財及びサービスへの課税に関する法典 L.第 421-62 条）。

<sup>5</sup> 所定の重量を超える自動車に対して課される税（財及びサービスへの課税に関する法典 L.第 421-75 条）。

<sup>6</sup> 前年の課税対象車の CO<sub>2</sub> 排出量に応じて課される税（財及びサービスへの課税に関する法典 L.第 421-120 条）。

て、これまでプラグインハイブリッド自動車は課税対象外であったが、プラグインハイブリッド自動車も CO<sub>2</sub> を排出することに鑑み、2025 年 1 月 1 日以降、課税対象に加える（同法典 L 第 421-79 条の改正）。③について、これまで、CO<sub>2</sub> 排出量が少ない自動車は課税対象外であったが、2027 年以降、CO<sub>2</sub> を排出する全ての自動車を課税対象とする。また、④は、課税対象車が最初に登録された年（初回登録年が古いほど課税額が高い。）及び動力源に応じて課税されるもので、ガソリン自動車の場合には 40～600 ユーロを、ガソリン以外を動力源とする自動車の場合には 20～70 ユーロを毎年課税していた（同法典 L 第 421-134 条）。第 97 条は、これを「大気汚染物質排出税」に改め、電気又は水素のみを動力源とする自動車は、登録年数を問わず非課税とする（同法典 L 第 421-134 条及び L 第 421-135 条の改正）。その他の自動車は、CO<sub>2</sub> 以外の汚染物質（CO、NO<sub>x</sub> 等）の排出量に応じて、100 ユーロ又は 500 ユーロを課税するものとする。

## (2) 個人に関する措置

第 2 条は、所得税率のスライドに関する規定である。フランスでは、所得税は、世帯単位の前年度の課税所得に応じた 5 段階の累進課税方式を採用しており、毎年度の予算法において、税率の適用基準となる課税所得額の見直しを行っている。同条により、2024 年度の所得税に適用される 2023 年度の課税所得額の基準は、物価上昇に応じて約 4.8% スライドされた（租税一般法典第 197 条の改正）。これにより、2023 年度は、課税所得が 10,777 ユーロ未満の世帯が非課税であったが、2024 年度は、課税所得が 11,294 ユーロ未満の世帯が非課税となった。

第 3 条は、低炭素化に向けた計画等の資金調達のために、フランス在住の 21 歳未満の者の貯蓄形成の目的を兼ねて販売される金融商品「気候未来貯蓄計画（plan d'épargne avenir climat: PEAC）」に関する規定である。同条は、PEAC の口座保有により得られる純利益を、所得税等の課税対象から除外することを定める（同法典第 150-0A 条の改正）。また、同条は、PEAC の導入に伴い、2024 年以降、フランスの個人年金積立制度「年金貯蓄計画（plan d'épargne retraite）」について、未成年者（18 歳未満）による口座開設申請の受付を停止する（通貨・金融法典 L 第 224-2 条の改正）。

第 71 条は、住宅購入支援のためのゼロ金利融資制度（prêt à taux zéro: PTZ）及び住宅のエネルギー効率を高めるリノベーション工事支援のためのゼロ金利融資制度（éco-prêt à taux zéro. 以下「エコ PTZ」）を改める規定である。エコ PTZ の融資上限額は住宅 1 軒につき 30,000 ユーロであるが、工事により実現するエネルギー効率が所定の基準を上回る場合、最高 50,000 ユーロに引き上げられる。PTZ 及びエコ PTZ は、いずれも 2014 年 12 月 31 日までの時限措置であったが、2023 年 12 月 31 日まで延長されていた。第 71 条は、これらの制度を 2027 年 12 月 31 日まで再度延長する（2011 年度予算法第 90 条及び 2009 年度予算法第 99 条の改正）。また、住宅所有者にリノベーション工事を促すため、エコ PTZ の融資上限額を最高額（50,000 ユーロ）に引き上げることができる要件を拡大した（租税一般法典第 244 の 4U 条の改正）。

## (3) 企業に関する措置

フランスでは、総売上高に応じた税として企業付加価値負担金（cotisation sur la valeur ajoutée: CVAE）を企業及び独立事業者にかかっていたが、2023 年度予算法は、CVAE を 2024 年度に廃止することを定めていた。第 79 条は、CVAE の廃止にかかるコストを抑えるために、廃止時期を 2024 年度から 2027 年度に延長し、その間に税率を段階的に引き下げることが定める（租税一般法典第 1586 の 4 条の改正）。